

だい かい くにたちし しさくすいしんきょうぎかい  
第13回 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会

わたかいちょう ていこく だい かいくにたちし しさくすいしんきょうぎかい かいさい  
【綿会長】 それでは、定刻になりましたので、第13回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会を開催  
おも  
したいと思ひます。

ほんじつ かいぎ たかはしいいん さんか ちよくせつさんか めい いいん みなさま さんか  
本日の会議は、高橋委員がまだ参加されていませんけれども、直接参加は9名の委員の皆様が参加  
されております。オンラインのほうは、いま おおえだいいん いいん さんか ていそくすう めい  
されております。オンラインのほうは、今、大枝委員と委員が参加されています。定足数が12名です  
ていそくすう たっ かいさい おも ねが  
ので、定足数に達していますので、開催をさせていただければと思ひます。それでは、よろしくお願  
いします。

しだい だい かいくにたちし しさくすいしんきょうぎかい ぎじろく かくにん  
それでは、次第2、第12回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会の議事録の確認となりますので、  
じむきょく きょう ぎじしだい ふく ねが  
まず、事務局から今日の議事次第も含めて、よろしくお願ひします。

じむきょく ぎじろくかくにん まえ てもと しりょう かくにん おも ねが  
【事務局】 議事録確認の前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。お願ひいた  
します。

ほんじつ ぎじしだい ふく しゅるい しりょう わた  
本日、議事次第を含めると、6種類の資料をお渡しさせていただいております。

ぎじしだい しりょう だい かいくにたちし しさくすいしんきょうぎかいぎじろく しりょう  
まず、議事次第、そして、資料1、第12回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会議事録、資料2、  
だい じくにたちし けいかくきほんりねん あん かみ まい と  
第3次国立市しょうがいしゃ計画基本理念（案）は、A4の紙が2枚でホッチキス留めになっている  
つづ しりょう だい じくにたちし けいかく そあん ねん がつ にちばん  
ものになります。続きまして、資料3、第3次国立市しょうがいしゃ計画（素案）2023年11月7日版  
つづ しりょう だい じくにたちし けいかく そあん たい いげん  
というものになります。続きまして、資料4、第3次国立市しょうがいしゃ計画（素案）に対する意見・

しつもんおよ かいどういちらん さいご しりょう しんぎ かくていはん いじょう しゅるい しりょう みなさま  
質問及び回答一覧、最後に、資料5、審議スケジュール（確定版）、以上、6種類の資料で、皆様、お

てもと ごじゅんび も とう  
手元に御準備はよろしかったでしょうか、漏れ等はございませんでしょうか。ありがとうございます。

しりょう だい かいくにたちし しさくすいしんぎょうぎかいぎじろく ころん いいん  
それでは、資料1、第12回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会議事録を御覧ください。委員の

みなさま ていせい ひつよう かしょとう おし おち  
皆様から、訂正の必要な箇所等ございましたでしょうか。ありましたら、教えていただければと思っ

まえ じむきょく あらた ないよう み なんてん しゅうせい  
ておりますが、その前に、事務局で改めて内容を見ましたところ、何点か修正をさせていただき

てん つた かんが  
いところございましたので、その点、お伝えをさせていただければと考えております。

した ぎょうめ いいん はつげん なまえ いいん はい  
まずは5ページの下から3行目、委員の発言のところ、お名前のほうが委員というふうに入って

いいん かたち ひょうき かたち しゅうせい  
おりますので、こちらがこれまでどおり委員というような形で表記をさせていただく形で修正を

かんが てんめ  
させていただければと考えております。こちらが1点目。

てんめ した ぎょうめ じむきょく はつげん こゆうめいし わたし かくにん  
2点目が、16ページの下から6行目、事務局の発言のところ、「固有名詞ですが、私どもは確認

はじ ぶんしょう なか ひらがな はい  
できなかったのですが」から始まる文章の中の「しょうがいしゃ」というふうに平仮名で入っている

ぶんぶん ぶんぶん かんじひょうき かたち ていせい  
部分なんですけれども、こちらは「しょうがいしゃ」の「しゃ」の部分が漢字表記という形で訂正を

おも  
させていただければと思います。

つつ おな さいしゅうぶんしょう てらしまふくかいちょう こはつげん し おとな ぶく ばあい  
続きまして、同じ16ページの最終文章、寺島副会長の御発言、「そうすると、字も大人も含む場合

じ も じ じ どう じ  
は」の「字も」というものが文字の字になってしまっておりますので、こちらが児童の「児」、しょう

こ じ かんじ ていせい おち  
がい児の「児」ということで、漢字を訂正させていただければと思います。

つつ じむきょく はつげん ぶんぶん ちゅうだん ばん ぎょうせいとう  
続きまして、17ページの事務局の発言の部分になります。中段、「10番の『行政等』につきまし

はじ ぶんしょう なか いっぱんてき ぎょうせい しやくしょ た しめ  
ては」というところから始まる文章の中で、「一般的に行政となりますと、市役所だけしか立ち示し

た しめ しやくしょ しめ  
ませんので」というところの「立ち示しませんので」というところを「市役所だけしか示せません」

このような形<sup>かたち ひょうき ていせい</sup>で表記の訂正<sup>おも</sup>をさせていただければと思います。

そして、最後<sup>さいご</sup>は30ページになります。下から2行目<sup>した ぎょうめ</sup>、「あと<sup>かいしょうしえん</sup>はしょうがいしゃサービス解消支援

地域協議会<sup>ちいきぎょうぎかい</sup>というのが<sup>もんごん</sup>」<sup>かいしょう</sup>というこの文言<sup>もんごん</sup>でございます。「しょうがいしゃサービス解消<sup>かいしょう</sup>」となって

しまっている部分<sup>ぶぶん</sup>が、「差別<sup>さべつ</sup>解消支援地域協議会<sup>ちいきぎょうぎかい</sup>」というふうにするのが正しいので、この「サービス」<sup>ただ</sup>というところを「差別<sup>さべつ</sup>」<sup>かんじ ていせい</sup>という漢字に訂正<sup>おも</sup>をさせていただければと思います。

事務局<sup>じむきょく</sup>からは、以上<sup>いじょう</sup>の4点<sup>てん</sup>になります。委員<sup>いいん</sup>の皆様<sup>みなさま</sup>から訂正箇所<sup>ていせいかしょと</sup>等<sup>おし</sup>ございましたら、教えていただき<sup>おし</sup>ますようお願い<sup>ねが</sup>いたします。

【寺島委員<sup>てらしまいいん</sup>】 先ほど<sup>さき</sup>の修正<sup>しゅうせい</sup>、ありがとう<sup>ひと ぐわ</sup>ございました。もう一つ<sup>わたし はつげん</sup>加えたいのが、私の発言<sup>わたくし はつげん</sup>なんですけれども、42ページ<sup>ぎょうめ</sup>の4行目<sup>こうりてきはいりよ</sup>のところ、「これはもともと合理的配慮<sup>こうりてきはいりよ</sup>というのは、アメリカでリハビリテーション法<sup>ほう</sup>ができた<sup>か</sup>ときに」と書いてあるんですけれども、「リハビリテーション法<sup>ほう</sup>により」<sup>ほう なか こうりてきはいりよ</sup>にしていだけませんか。「できたとき<sup>とちゅう</sup>」ではなくて、途中でリハビリテーション法<sup>ほう</sup>の中で合理的配慮<sup>こうりてきはいりよ</sup>というものが概念化<sup>がいねんか</sup>されたので、ここはちょっと間違い<sup>まちが</sup>なので、「リハビリテーション法<sup>ほう</sup>により出てきた<sup>で</sup>」<sup>かたち</sup>というふうにしていだけませんか。

【事務局<sup>じむきょく</sup>】 42ページ、<sup>ほう</sup>「アメリカでリハビリテーション法<sup>ほう</sup>により出てきた概念<sup>がいねん</sup>」<sup>かたち</sup>というように形<sup>かたち</sup>で修正<sup>しゅうせい</sup>をさせていただきます。ありがとうございます。

【綿会長<sup>わたかいちょう</sup>】 そのほかよろしいでしょうか。

それでは、引き続き<sup>ひ つづ</sup>お願いします<sup>ねが</sup>。

【事務局<sup>じむきょく</sup>】 ありがとうございます。議事録<sup>ぎじろく</sup>につきましては、こちら<sup>ないよう</sup>の内容<sup>ほんじつていせい</sup>で本日訂正<sup>ほんじつていせい</sup>させていただきます。

いたところを修正しまして、市のホームページに掲載させていただきます。なお、ホームページ掲載用

の議事録から委員名を削除することを希望されている委員の方もいらっしゃるの、お名前を削除し

た形で掲載をさせていただきます。

また、毎回のお願いではございますが、議事録作成を行う都合上、御発言の際は必ず挙手いた

き、会長が指名の後に名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

【綿会長】 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、次第の3、第3次国立市しょう

がいしゃ計画の審議に入ります。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 まず、前回の振り返りから始めさせていただきます。前回、基本理念の変更

と、素案のほうも1の①まで、途中まで進んだかと思っておりますけれども、最終的に継続になってしまい

ましたので、振り返りとしては、基本理念のところを振り返りさせていただきます。と思

お手元に資料2、第3次国立市しょうがいしゃ計画基本理念（案）を御覧ください。

あともう一つ、資料4、しょうがいしゃ計画（素案）に対する意見・質問及び回答一覧を御覧くだ

さい。前回、まず表題のところ「地域であたりまえに暮らすためにみんなで協力するまち・国立

の実現」としてはどうかというような御意見がございまして、1ページめくっていただいて、資料2

ー2、表題（案）の③のほうで変更させていただいております。

ただ、若干気になった点がございまして、地域とまちと少し重複しているなど事務局で考えまし

て、当初の案ですと、③「しょうがいのある人が地域であたりまえに暮らすためにみんなで協力するまち・国立の実現」というような形になっていたかと思えますけれども、例えば、地域だけ残して、「地域であたりまえに暮らすためにみんなで協力する国立の実現」、それが①です。あとは「しょうがいのある人があたりまえに暮らすためにみんなで協力するまち・国立の実現」というような表現もあるのかなと。少し短めにするという意味もございます。少し考えてみたんですけど、そちらのあたり、当初の案どおりでよろしいかどうかだけ確認させていただきたいと思えます。

あと、項目ごとの修正案で、1の「基本的人権の享有主体」の「享有主体」というところがわかりづらいということで、事務局のほうで案を考えさせていただきますということにさせていただいております。私どもの案といたしましては、「しょうがいのある人ひとりひとりが基本的人権を生まねがらにして持っている人であることを、全ての人が共通認識として持つこと」というような形で変更してはどうかと思えます。

あと、今回、意見を募集している中で、1件追加がございました。そちらを資料4に記載させていただいております。先頭に星マークがついているものが今回新しく記載されているものでございます。後ほどサービスの対象ですとか、そういった素案のほうにも同じく星マークがついているところがございますので、そちらは後ほど御説明させていただきます。

基本理念の御意見といたしまして、まず、基本理念の文章、1、2、3のところ一文追加してほしいというような御意見がございました。内容といたしましては「当事者抜きに、当事者のことを決めないということを、全ての人が共通認識として持つこと」というような一文を入れていただきたい

という御意見がございました。

この3点につきまして御審議いただきたいと思えます。

【綿会長】 ありがとうございます。まず、表題について何か御意見はありますでしょうか。今、

地域というところとか、まちというところが重なっているのではないかと事務局からの御意見で

したけれども、いかがですか。

これはまちか、地域か、両方かというところだと思えますけれども、今、事務局からは、重複

しているから少し分かりやすくというところに来ているんですが、①、②、③、いかがでしょうか、

【小林委員】 ①と②だと内容が違ってきてしまうのかなと思えます。①は地域というのがすごく

メインになってきて、②だと地域がなくなってしまう。うまく言えないんですけれども、しょうがい

のある人が地域で当たり前で暮らすということを表題にしたいのであれば、やっぱり地域という言葉

は入っていないとおかしいかなと。そうすると、みんなで協力するまち、イコール国立なので、私

は③でもいいかなとは思えますけれども。

【綿会長】 両方入ってもいいと。

【小林委員】 はい。うまく言えなくて、ごめんなさい。

【綿会長】 両方入っているのではないかと。

【三井委員】 ③の地域も、まちも2つ入っているほうが良いと思えますという意見です。

【井上委員】 ③が良いです。地域が必要です。

【綿会長】 そのほかはいかがですか。今、③で、2つ入っていてもいいのではないかと御意見

がおが多かったですけれども、事務局、どうでしょうか。

【事務局】 長くても特に違和感がなければ、③でもいいのかなと思います。これはイメージの問題

なので、大分長くなってしまいうんですけれども、ぱっと見たときに、印象が特に問題なければ③でい

いかと思いますが、いかがでしょうか。

【寺島委員】 ③でいいんですけれども、最初に井上さんが言われたときに、まちの後に中黒が入っ

ていましたか。ポチが入っているのかな。議事録だと最初は入っていないくて、後から入っているんで

すけれども、どっちが正しいのかなと。

【綿会長】 真ん中の中黒を入れるか、入れないか。

【井上委員】 これはなかったです。

【綿会長】 今、なかったという井上委員からのお言葉なんですが、事務局、お願いします。

【事務局】 事務局で補足させていただきます。当初の一番最初の基本理念のところでは、しょうが

いしゃがあたりまえに暮らすまち・国立の実現となっていました。まちと国立が重なってしまうので、

プラス、まちがなければ国立でもいいんですけれども、まち、国立、例えば中にスペースとかという

のもあるかもしれないけれども、従前のものもとの、前回のものも中黒は入っていたはずですので、

前回は国立市の実現となっていたのを今回はさらに国立の実現というような形で、少しスリムにし

た形になっております。

【寺島委員】 何となく入っていないほうがいいんじゃないかなと私は思ったんです。もともと入っ

ていなかったですし、③にされた人が入ってきたわけで、しかも、中黒を入れることで何か意味があ

るんですか。国立を強調しているとか、そういう意味があるのかなとか、どういう意味なのかちょっとよく分からないんです。

【事務局】 今までの中で、特に強調するというようなものぐらいかなと思います。まちと国立を

並列するとき、ここで、まち、イコール国立ですよということを言いたかったのではないかなと思います。ですので、外してしまっても、そのものはそれほど問題ないかなと思います。

【綿会長】 そのほか、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、2点目です。2点目は享有でしたか、もう1回、2点目をお願いします。

【事務局】 2点目が、1の「しょうがいのある人自身が基本的人権の享有主体であること」の「享有

主体」というところが分かりづらいということでしたので、分かりやすく書き換えてはどうですかという御意見がありましたので、事務局で2ページ目に、項目ごとの修正案として事務局案を入れさせていただきます。

【綿会長】 ありがとうございます。2ページ目のところに「しょうがいのある人ひとりひとりが

基本的人権を生まれながらにして持っている人であることを」というふうに言い換えたわけですね。

「全ての人々が共通認識として持つこと」と、下線部のところが修正になっていますが、これは御意見

いかがでしょうか。

【三井委員】 人が結構たくさん出てきているので、意味は通じると思うので、「しょうがいのある

人ひとりひとりが基本的人権を生まれながらにして持っていることを、全ての人々が共通認識として

持つこと」でもいいのではないかなと。

【綿会長】 <sup>いま</sup> <sup>ひと</sup> 今、人というのがたくさんあるので、「<sup>も</sup>持っていることを」のほう<sup>わ</sup>が分かりやすいのではないかと<sup>こいけん</sup>いう御意見です。いかがでしょうか。

【本多委員】 <sup>みついいいん</sup> 三井委員のおっしゃるところの<sup>ぶぶん</sup> <sup>さくじょ</sup> <sup>さんせい</sup> <sup>おち</sup>部分は削除で、賛成です。いいと思います。

【綿会長】 <sup>それでは</sup>、ほかの<sup>いけん</sup>意見がなければ、「<sup>も</sup>持っていることを」というふう<sup>こいけん</sup>にしてしまったほう<sup>わ</sup>が分かりやすいのではないかと<sup>こいけん</sup>いうことでよろしいしょうか。ありがとうございます。

そして、3つ<sup>め</sup>目が、この<sup>ぶんしょう</sup> <sup>い</sup>文章を入れてほしいということで、「<sup>とうじしゃぬ</sup> <sup>とうじしゃ</sup> <sup>き</sup>当事者抜きに、当事者のことを決めない<sup>すべ</sup> <sup>ひと</sup> <sup>きょうつうにんしき</sup> <sup>も</sup> <sup>い</sup>ということ<sup>こいけん</sup>を、<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> 全ての人<sup>おち</sup>が<sup>きほんりねん</sup>共通認識として持つ<sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup>こと<sup>おち</sup>を入れて<sup>だいじ</sup>いうこと<sup>おち</sup>について御意見<sup>おち</sup>をいた<sup>だいじ</sup>だければ<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> と思います。基本<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup>理念のところ<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup>ですけれども、<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> いかが<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> でしょうか。特に<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> 大きな問題<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> ではない<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> と思いますけれども、<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> とても<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> 大事な<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> こと<sup>おち</sup> <sup>きほんりねん</sup> <sup>とく</sup> <sup>おお</sup> <sup>もんだい</sup> ですからね。

では、これは<sup>みな</sup> <sup>いちおうい</sup> <sup>ほうこう</sup> 皆<sup>みな</sup> <sup>いちおうい</sup> <sup>ほうこう</sup> さん、一<sup>みな</sup> <sup>いちおうい</sup> <sup>ほうこう</sup> 応<sup>みな</sup> <sup>いちおうい</sup> <sup>ほうこう</sup> 入れる<sup>みな</sup> <sup>いちおうい</sup> <sup>ほうこう</sup> という<sup>みな</sup> <sup>いちおうい</sup> <sup>ほうこう</sup> 方向<sup>みな</sup> <sup>いちおうい</sup> <sup>ほうこう</sup> でよろしい<sup>みな</sup> <sup>いちおうい</sup> <sup>ほうこう</sup> ですか。では、よろしく<sup>ねが</sup> <sup>おねがい</sup> 願<sup>ねが</sup> <sup>おねがい</sup> いします。

【事務局】 <sup>ありがとうございます</sup>。そう<sup>ありがとうございます</sup> しましたら、<sup>ついか</sup> <sup>ごきぼう</sup> こちら<sup>ついか</sup> <sup>ごきぼう</sup> を追加<sup>ついか</sup> <sup>ごきぼう</sup> という<sup>ついか</sup> <sup>ごきぼう</sup> ことで、御<sup>ついか</sup> <sup>ごきぼう</sup> 希望<sup>ついか</sup> <sup>ごきぼう</sup> としては、<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 一<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 番<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 最初<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> に入れて<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> ほしい<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> <sup>うえ</sup> <sup>のこ</sup> <sup>こうもく</sup> ということ<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> だった<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> んです<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> けれども、<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 一<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 番<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 最初<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> に入<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> れた<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 上<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> で、<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 残り<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> の<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 項目<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> を1<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> つ<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> づ<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> つ<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> ら<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> す<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> という<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> 形<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> でよろしい<sup>いちばんさいしよ</sup> <sup>い</sup> でしょうか。

では、それで<sup>かたち</sup> やらせて<sup>かたち</sup> いただきます。

<sup>ふ</sup> <sup>かえ</sup> 振り<sup>ふ</sup> <sup>かえ</sup> 返<sup>ふ</sup> <sup>かえ</sup> り<sup>ふ</sup> <sup>かえ</sup> と<sup>ふ</sup> <sup>かえ</sup> いた<sup>ふ</sup> <sup>かえ</sup> しまして<sup>ふ</sup> <sup>かえ</sup> は、<sup>いじょう</sup> <sup>いじょう</sup> こちら<sup>いじょう</sup> <sup>いじょう</sup> で<sup>いじょう</sup> <sup>いじょう</sup> 以上<sup>いじょう</sup> <sup>いじょう</sup> ござ<sup>いじょう</sup> <sup>いじょう</sup> います。

【寺島委員】 <sup>てらしまいいいん</sup> 10<sup>ばんめ</sup> 番<sup>ばんめ</sup> 目の<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> タイトル<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> を<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> 変<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> える<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> という<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> 話<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> が<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> あ<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> った<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> んです<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> けれども、<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> それ<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> は<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> いつ<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> か<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> 出<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> て<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> くる<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> ん<sup>ばんめ</sup> <sup>か</sup> <sup>かえ</sup> <sup>はなし</sup> <sup>はなし</sup> でしょうか。

【事務局】 <sup>タイトル部分</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> タイトル<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> 部分<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> を<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> 変<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> え<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> させ<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> て<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> いた<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> だ<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> く<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> 部分<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> に<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> 関<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> しま<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> して<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> は、<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> 今<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> 後<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> の<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> 流<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> れ<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> 等<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> も<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> ござ<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> います<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> の<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> の<sup>ぶぶん</sup> <sup>か</sup> <sup>ぶぶん</sup> <sup>かん</sup> <sup>こんご</sup> <sup>なが</sup> <sup>とう</sup> 。

で、実際、その審議に入った際に御説明させていただきたいと思ひます。

【綿会長】 そのほか、基本理念について、全体的なものはよろしいですか。

それでは、基本理念についてはこれで一応確定という形でいければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局より、第3次国立市しょうがいしゃ計画（素案）の説明に入っていきますので、よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、資料3、第3次国立市しょうがいしゃ計画（素案）2023年11月7日版と、資料4、第3次国立市しょうがいしゃ計画（素案）に対する意見・質問及び回答一覧を御覧いただければと思ひます。

素案の説明に入る前に、本日お配りしている資料3で、御覧いただけると網かけが入っている部分があるかと思ひます。前回の推進協の場で、しょうがい児ですとか、しょうがいしゃのところの表現について統一したほうがいいということで御提案されて、一応、御了解いただいた部分と、前回の推進協で意見として出された中で、皆さんのところでもそれでいいでしょうという了解が得られた部分につきまして網かけしているものと、加えて、事務局が御意見を伺った中で、こういったものを入りに入れてはどうかということで入れさせていただいたところも載せているところで、以下、ずっと最後まで、網かけになっているところはそういったものであるということをお願ひいただければと思ひしております。

それでは、基本施策の説明をさせていただきます。資料3の素案の部分でございますけれども、前回、

1の①の部分で、指標も、4ページ辺りのところまでは行っていたんですけども、その中で、前回

の段階で意見、質問として出されていた部分で、資料4のところを見ていただきますと、質問1のと

ころで、職員への研修については2028年度までに1回なんですか、それとも、それまでの間、年

1回実施するのですかということ、年に1回実施することとしているのと、前日も当日、実はもう

既に年1回やっていたということ、加えて、しょうがいしゃ支援課ではないんですけども、職員課

でユニバーサルマナー検定というものも全職員を対象に一応やっているということがありましたの

で、それを指標に反映させていただいているところです。

あと、意見1のところ、子どもたちに対しての関わりの部分も載せていただきたいというお話が

あった中で、2ページ目の下から4行目のところで「子どもから大人まで」という表現をつけ加えさ

せていただくというところあります。

施策のほうにつきましては、社会福祉協議会のボランティアセンターがやっている、国立市は福祉

出前講座と言っていますけれども、そういったものはもう既に従前からやっていて、全ての

小中学校で実施されているということもありますので、そういったところがこの施策に当たる部分

ですよという話ですとか、それ以外にも、しょうがいしゃ週間のイベントや何かについても、そう

いった一般市民向けにやっているものも、そこに子どもたちも含まれるところもあるので、そういっ

た御説明をさせていただいたところです。

意見2です。先ほどの説明と重複しますけれども、全職員向けに受講できる体制を整えてほしい

ということでもありますけれども、既に職員に対するユニバーサルマナー検定もそうですし、あとは、

しょうがいしゃ<sup>しえんか</sup> 支援課が今年もやっていますが、今後<sup>こんご</sup> やっていく研修<sup>けんしゅう</sup> につきましても、参加<sup>さんか</sup> していない  
職員<sup>しょくいん</sup> を順次参加<sup>じゆんじさんか</sup> させるように各課<sup>かくか</sup> に、福祉分野<sup>ふくしぶんや</sup> だけではなくて、全ての部署<sup>すべ</sup> に働きかけて、参加<sup>さんか</sup>  
させていただくように、そういう流れ<sup>なが</sup> にしていくということで御説明<sup>ごせつめい</sup> をさせていただいているところ  
になります。前回<sup>ぜんかい</sup> のところ<sup>い</sup> と言うと、そういったものが、今回<sup>こんかい</sup> 、網かけ<sup>あみ</sup> 等<sup>とう</sup> で反映<sup>はんえい</sup> されているところに  
なるか<sup>おも</sup> と思います。

先ほど説明<sup>せつめい</sup> がありましたように、星印<sup>ほしじるし</sup> がついているものが今回<sup>こんかい</sup> 追加<sup>くわい</sup> されたものでございまして、  
前回<sup>ぜんかい</sup> 、一部<sup>いちぶ</sup> 触れられた部分<sup>ぶぶん</sup> もあるんですけれども、資料<sup>しりょう</sup> 4の2ページ<sup>め</sup> 目<sup>した</sup> の下のほう<sup>いけん</sup> にあります意見<sup>いけん</sup> 3  
「中項目<sup>ちゅうこうもく</sup> の表現<sup>ひょうげん</sup> 『差別<sup>さべつ</sup>、偏見<sup>へんけん</sup>、不平等<sup>ふびょうどう</sup> の解消<sup>かいしょう</sup>（心のバリアフリー）』について」云々<sup>うんぬん</sup> というところ  
がありますけれども、その不平等<sup>ふびょうどう</sup> の表現<sup>ひょうげん</sup> のところ<sup>いけん</sup> について意見<sup>いけん</sup> があつたか<sup>おも</sup> と思いますけれども、  
追加<sup>くわい</sup> 意見<sup>いけん</sup> という<sup>あらた</sup> ことで、ここで改<sup>くわ</sup> めてつけ加<sup>くわ</sup> えさせていただいた。

あと、意見<sup>いけん</sup> 4で、不平等<sup>ふびょうどう</sup> という表現<sup>ひょうげん</sup> についての御意見<sup>ごいけん</sup> をくださった方が、ここは公平<sup>かうへい</sup> とか平等<sup>びょうどう</sup> と  
か、そういうところ<sup>かんけいせい</sup> の関係性<sup>かんけいせい</sup> のところではなくて、しょうがいの種別<sup>しゆべつかん</sup> 間<sup>せいでいじょう</sup> での制度上<sup>ふびょうどう</sup> の不平等<sup>ふびょうどう</sup> が存在<sup>そんざい</sup> し  
ているという趣旨<sup>しゆし</sup> のことで不平等<sup>ふびょうどう</sup> というもの<sup>い</sup> を入れていただきたいと。前々回<sup>ぜんぜんかい</sup> ですか、そういうこと  
で不平等<sup>ふびょうどう</sup> を入れてもらいたい<sup>い</sup> ということを確認<sup>かくにん</sup> した<sup>ごいけん</sup> ものです<sup>だ</sup> ということの御意見<sup>ごいけん</sup> が出<sup>だ</sup> されています。

それで、3と4の意見<sup>いけん</sup> に対する事務局<sup>たい</sup> 提案<sup>じむきよくていあん</sup> として、資料<sup>しりょう</sup> 4の3ページ<sup>したはんぶん</sup> の下半分<sup>じむきよく</sup> に、事務局<sup>じむきよく</sup> からの  
御提案<sup>ごていあん</sup> という<sup>さべつ</sup> ことで、ここで差別<sup>へんけん</sup>、偏見<sup>へんけん</sup> と不平等<sup>ふびょうどう</sup> というものを並列<sup>へいれつてき</sup> 的に並<sup>なら</sup> べていたものを別<sup>べつ</sup> にすると  
した場合<sup>ばあい</sup>、資料<sup>しりょう</sup> 3の2ページ<sup>め</sup> 目<sup>うえ</sup> の上<sup>ぎょうめ</sup> から6行<sup>かだい</sup> 目<sup>お</sup>、ちょうど課題<sup>かだい</sup> が終わ<sup>お</sup> るところに、不平等<sup>ふびょうどう</sup> のところ<sup>だ</sup>  
とあ<sup>と</sup> けを取り上げて、「また、差別<sup>さべつ</sup> や偏見<sup>へんけん</sup> とは別<sup>べつ</sup> に、障害<sup>しょうがい</sup> 者<sup>しや</sup> 総合<sup>そうごう</sup> 支援<sup>しえん</sup> 法<sup>ほう</sup> のもとで、しょうがいの種別<sup>しゆべつ</sup> に関係<sup>かんけい</sup>

なく、共通の仕組みによって共通のサービスが利用できるようになっていますが、雇用、住居の確保など、しょうがい種別間での不平等（格差）が存在するとの意見もあります」という文章をつけ加えてはどうかということが事務局提案であります。

それと、同じく表題のところに、差別、偏見、不平等の解消の後に（心のバリアフリー）とあるんですけども、こちらに突然、心のバリアフリーと唐突に置いてあるというところは、やはり表題にこういった形で置いておくこと自体がちょっとよろしくないかなということと、前回、委員の意見の中で、心のバリアフリーの捉え方自体が様々ある中で、表題にいきなりこうやって出す自体どうなのかという御意見もあったところがありましたので、資料4の4ページの上のほうで、基本的には表題から心のバリアフリーを取った上で、文面のところで心のバリアフリーを丁寧に説明する文言を追加してはどうかということで、前回、事務局のほうで提案したものが、具体的に文案というものがここに示されています。資料3の2ページ目の下から3行目で、「イベント等の交流の機会を通して『心のバリアフリー』をすすめていきます」となっているんですけども、その部分の手前に追加する形で、『障害』は個人の心身機能のしょうがいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」、まず前提として、障害の社会モデルというものをしっかりと認識するということと、他方、「すべての人が理解し、それを自らの意識に反映させて、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方をかえていく『心のバリアフリー』を進めていきます」ということであります。この文章というものは、内閣府のユニバーサルデザイン2020行動計画、ちょうど東京パラリンピックの開催の時期に向けて、そう

いった心のバリアフリーを国として進めていこうという流れのところであったんですけども、そこでの理念を基に、国のほうが様々な機会に心のバリアフリーを推進していくための研修をそれぞれの自治体で展開していくためのひな型となるような研修プログラムのテキストの中から取り出した文章でございます。

以上、1-1に関しては、新たな意見も含めてそのような形になっておりますので、御審議いただければと思います。

【綿会長】 ありがとうございます。幾つかあるので、整理しながら。まず、質問のところとか、意見1、意見2に関しましては、先ほど事務局から御説明があったところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今回、星のところの意見3の新しいものを入れていくというところ、その意見と、あと意見4のところがあるのでということで、そして、資料4の3ページの文案を2ページ目の上から6行目のところの後に入れたらどうかというのが1個の提案であると思うんですが、いかがでしょうか。

【三井委員】 3ページの文案のところなんですけれども、一番下の「しょうがい種別間での不平等（格差）が存在するとの意見もあります」というのは、これをあえて、例えばどこのしょうがいを持っている人が不平等だということを書く必要性はないんでしょうか。結局、ここで比べられていて、しょうがいしゃ同士で比べられていて、なんかおかしいなど。結局、社会と比べて、その人たちが入れないというのは事実だし、だとしたら、例えば車椅子住宅が少ないから身体しょうがいしゃは入れないとか、例えばこういう問題があるから知的しょうがいしゃの人は入れないとか、そういうふう

か 書いてあるんだったら、その部分ではおかしくないと思うけれども、しょうがいしゃ同士で比べて、

どこのしょうがいしゃが入れないんだよというのはちょっとおかしいかなと思うんですが、どうでしょうか。

【事務局】 私どもも、その御意見の中で教えていただいたのが、雇用ですとか住居といったところ

で、確かにおっしゃるとおり、こっちはよくて、あっちはよくてというのは、トータルで言うと、

しょうがい全体で、社会から比べるとやはり格差がそもそもあるというのは事実かと思えます。ただ

し、実際、考えられている中で、しょうがい種別間で不平等を感じるどころがあるというところがポイント

だったのかなと思われましたので、このような形の文案とさせていただきます。

具体的なものをさらに詰めていくと、もしかしたらここに入れていくのは難しい部分もあるかと思

います。個別性になりますので。

【綿会長】 そのほか、いかがでしょうか。

では、資料4の3ページ目の文案のところの御意見をいただければと思います。資料3の2ページ

目の上からずっと読んでいって、この文案が来ますので、その整合性を見ていただけるのが大事な

と思います。

【丸山委員】 流れの中で読むと、課題としてずっと書いてあって、しょうがい種別間での不平等も

ある、存在しているという意見がありますという課題があり、その課題に対して方向性というふうに、

下にずっと書いていくという認識で合っていますでしょうか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【丸山委員】 ということは、つけ加える文案に対する方向性とか、指標とか、関連施策ということ

も多少つけ足す部分があるのかなと思ったりもするんですが。

【事務局】 こちらの不平等に関する、例えば住居、雇用といったところの不平等というのは、今回、

差別ですとか偏見というところがメインとなっておりますので、例えば合理的配慮の民間事業者向け

の周知ですとか、そういったところで周知することによって、結果的にこの部分は解消されるのか

と考えております。ですので、対策としてはもう既に盛り込まれているものと考えております。

もともと今回、表題に不平等と入れさせていただいております、今回は、要はかぶっているので、

表題から抜かず代わりに、かといって不平等というのはやはり大事な項目だと思いますので、実際の

本文中に入れさせていただくというような変更になります。

【寺島委員】 素直に上のほうから読んでいくと、この不平等はしょうがいしゃ間の不平等ではなく

て、窓口の対応で不平等を感じたということなんだから、多分、しょうがいのある人とない人の間の

不平等みたいな感じがするんですけども、先ほど三井委員が言われたように、ここでしょうがいし

ゃ間の不平等を持ち出すと、全体の差別、偏見、不平等の解消というタイトルを若干拡大するよう

な感じがしますよね。だから、不平等のことについて御意見を述べられた方に見解をいただければと

思います。

【綿会長】 今、委員、ウェブのほうに参加されていますか。では、委員に御意見をいただければと

思います。

【委員】 意識の上で差別とか偏見が存在していて、そして、仕組みの中、あるいは不文律の中でし

ようがいしゃを<sup>はず</sup>外されていたりするという<sup>ふびょうどう</sup>不平等、<sup>しく</sup>仕組みにかぶるんですけれども、あるというところ<sup>しゃかい</sup>が社会の中で<sup>なか</sup>非常に<sup>ひじょう</sup>気をつけなければいけないことだと思<sup>おも</sup>いましたので、<sup>ふびょうどう</sup>不平等も<sup>くわ</sup>加えてほしいという<sup>もう</sup>ふうに<sup>あ</sup>申しあげました。<sup>ふびょうどう</sup>不平等がなければ、<sup>ぎろん</sup>こういった<sup>けんとう</sup>議論とか<sup>ふよう</sup>検討も<sup>おも</sup>不要だと思<sup>おも</sup>うんですけれども、<sup>じっさい</sup>実際には<sup>かんたん</sup>簡単には<sup>かいしょう</sup>解消できない<sup>もんだい</sup>いろいろな問題があるところで、<sup>ふびょうどう</sup>不平等という<sup>ことば</sup>言葉を<sup>か</sup>借りて、<sup>わたし</sup>私<sup>お</sup>たちの<sup>たちば</sup>置かれた<sup>かん</sup>立場、<sup>もちろん</sup>もちろん、<sup>しょうがいしゃ</sup>しょうがいしゃ間も、<sup>いろいろな</sup>いろいろな<sup>しょうがいしゃ</sup>しょうがいしゃも<sup>いますし</sup>いますし、<sup>しゅるい</sup>種類も<sup>ちが</sup>違いますし、<sup>あつか</sup>扱われ方も<sup>ちが</sup>違うと思<sup>おも</sup>うんですけれども、<sup>すべ</sup>全てを<sup>み</sup>見て、<sup>びょうどう</sup>やっぱり<sup>ひょうどう</sup>平等でありたい、<sup>あつ</sup>あつて<sup>ほしい</sup>ほしいという<sup>い</sup>意味での<sup>ふびょうどう</sup>不平等の<sup>かいしょう</sup>解消を<sup>うた</sup>うたっております。

【<sup>わたかいちょう</sup>綿会長】<sup>いま</sup>今のお話を<sup>うた</sup>伺うと、<sup>いしき</sup>意識の中での<sup>なか</sup>不平等という<sup>ふびょうどう</sup>ものがあることによつて、<sup>ます</sup>まず、<sup>それ</sup>それが<sup>ぜんてい</sup>前提にあると。<sup>う</sup>それを受け<sup>う</sup>た上で、<sup>こんど</sup>今度、<sup>ぶんあん</sup>この文案というのはいわゆる<sup>サービス</sup>サービスとか<sup>じっさい</sup>実態の問題に<sup>な</sup>なってくるので、<sup>たと</sup>例えば、<sup>そうごうしえんぼう</sup>総合支援法を出しているから<sup>しょうがいしゃ</sup>しょうがいしゃ<sup>しゅべつかん</sup>種別間ということになるんだ<sup>けれども</sup>けれども、<sup>いま</sup>今のお話を<sup>うた</sup>伺うと、<sup>じっさい</sup>実際には<sup>いしき</sup>意識の問題の中で<sup>う</sup>生まれてくる、<sup>たと</sup>例えば<sup>こよう</sup>雇用とか<sup>じゅうきょ</sup>住居、<sup>きょういく</sup>教育というところの<sup>ふびょうどう</sup>不平等が<sup>あらわ</sup>現れているという<sup>かたち</sup>形の<sup>わ</sup>ほうが<sup>おも</sup>分かりやすいのかなと思<sup>おも</sup>ったんですけれども、<sup>みな</sup>皆さんから<sup>ごいけん</sup>御意見が<sup>ねが</sup>あれば<sup>ねが</sup>お願いします。

【<sup>つぼたにいじん</sup>坪谷委員】<sup>ぜんかい</sup>前回も<sup>こうへい</sup>公平と<sup>びょうどう</sup>平等の<sup>ちが</sup>違いということ<sup>い</sup>を言ったんですけれども、<sup>おそ</sup>恐らく<sup>い</sup>ここで<sup>びょうどう</sup>言う<sup>ひと</sup>平等<sup>けんり</sup>というのは、<sup>びょうどう</sup>権利が<sup>こうし</sup>平等に<sup>い</sup>行使できるという<sup>い</sup>意味合<sup>い</sup>だと思<sup>おも</sup>うんです。<sup>しょうがい</sup>しょうがいがある<sup>ひと</sup>人も、<sup>ひと</sup>ない<sup>ひと</sup>人も、<sup>しょうがい</sup>たとえ<sup>けんり</sup>どんな<sup>びょうどう</sup>障害があろうとも、<sup>こうし</sup>権利は<sup>ひと</sup>平等に<sup>つた</sup>行使できるよ<sup>い</sup>ということが<sup>つた</sup>伝えられれば<sup>いい</sup>いいのかなと。<sup>かん</sup>しょうがいしゃ間で、<sup>しゅべつ</sup>しょうがいしゃの<sup>そきゅう</sup>種別によって<sup>こま</sup>遡及するの<sup>こま</sup>は<sup>こま</sup>ちょっと<sup>こま</sup>細かいかなと思<sup>おも</sup>うんですけれども、<sup>い</sup>いかが<sup>ですか</sup>ですか。

【綿会長】 恐らく今の坪谷委員の趣旨というのは、それぞれ公平というのは権利でもあるわけで、

そうすると、不平等になっているけれども、例えば雇用だと就労権だし、住居だと居住権だし、教育

だと教育権とか、まさにそういうものをちゃんと受けられるようにしましょうよ、みんな平等にと

いうことが、サービス、施策のほうではなくて、それも、先ほど三井委員から出しましたけれども、さ

らに、しょうがい種別ごとの格差とかではなくて、まだまだそういうものが得られていないよという

ことを得られるようにしましょうということを出していくことのほうが大切かなということが今、

坪谷委員からも出ているのかと思うんですが、いかがでしょうか。

先ほど三井委員からも、しょうがい種別で比較するのはおかしいよというのも御意見としてありま

したので、そのあたりで訂正をしていただけるといいかと思うんですが、事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 意識の向上、意識下の不平等、例えば、実態上は、三井委員がおっしゃられた差別、

偏見かなと思うんですが、それとはまた違う、意識下の不平等というような意味でございましょうか。

【寺島委員】 「しょうがい種別間での」というのを取ってしまえばどうなんですか。これを書くと、

殊さら、これになってしまうので、そうではなくて、もっと広い意味で言っているんだろうと思うの

で、「しょうがい種別間での」というのを取ってしまえば、「雇用、住居の確保など、不平等が存在

するとの意見もあります」ということになるのではないかと思います。

【綿会長】 そうすると、多分、総合支援法のほうもなくさないで、文脈的に。だから、「総合支援法

のもと」もなくしてしまってもいいと思うんですけども。

【事務局】 それをするとすると、まさに会長がおっしゃられたとおり、「総合支援法のもとで、し

ようがいの種別に<sup>しゅべつ かんけい</sup>関係なく」云々かんぬんで<sup>うんぬん</sup>「なっていますが」まで<sup>のぞ</sup>除いて、「また、差別とは<sup>さべつ へんけん</sup>偏見

とは別に、<sup>べつ</sup>雇用、<sup>こよう</sup>住居の<sup>じゅうきよ</sup>確保などに<sup>かくほ</sup>不平等（<sup>ふびょうどう</sup>格差）が<sup>かくさ</sup>存在するとの<sup>そんざい</sup>意見も<sup>いけん</sup>あります」というような<sup>かたち</sup>形

で<sup>へんこう</sup>変更させていただくのは<sup>いかに</sup>いかがでしょうか。

【<sup>わたかいちょう</sup>綿会長】 その<sup>おも</sup>ほうが<sup>すっきり</sup>していいと思<sup>うん</sup>ですが、<sup>いかに</sup>いかがでしょうか。

【<sup>みついいいん</sup>三井委員】 <sup>みついいいん</sup>三井委員、<sup>おも</sup>いいと思<sup>います</sup>と。

【<sup>わたかいちょう</sup>綿会長】 では、<sup>かたち</sup>そういう<sup>へんこう</sup>形での<sup>かたち</sup>変更をするという<sup>いんかい</sup>形に<sup>ごいけん</sup>委員会としては<sup>ごいけん</sup>御意見を<sup>い</sup>いただいたと<sup>こ</sup>こ

ろです。<sup>じむきょく</sup>事務局の<sup>ほう</sup>ほうでは、<sup>よろしい</sup>よろしいでしょうか。

それでは、<sup>しりょう</sup>資料4の<sup>め</sup>4ページ目の<sup>ぶんあん</sup>文案2です。<sup>め</sup>これが2ページ目の<sup>した</sup>下から<sup>ぎょうめ</sup>3行目の<sup>はい</sup>に入ってくる、<sup>とお</sup>「通

して」の後、<sup>あと</sup>「、『<sup>しょうがい</sup>障害』は」という<sup>ぶんしょう</sup>文章です。<sup>ごいけん</sup>ここのところも<sup>おも</sup>御意見を<sup>い</sup>いただければと思<sup>います</sup>。

まず、<sup>ないよう</sup>内容ではなくて、<sup>こ</sup>1個だけ<sup>ねが</sup>お願いがあるのは、<sup>ぶんしょう</sup>文章が<sup>なが</sup>長くて<sup>まる</sup>丸が<sup>こ</sup>こないの<sup>ので</sup>、<sup>ぼや</sup>ぼやけてしま

うという<sup>か</sup>か、<sup>なに</sup>何を<sup>いちばん</sup>一番<sup>つた</sup>伝えたいのか。<sup>だから</sup>だから、<sup>どこか</sup>どこかで<sup>まる</sup>丸をつけて<sup>い</sup>いただいて、<sup>そして</sup>そして、<sup>しかし</sup>しかしと<sup>か</sup>か、

<sup>なに</sup>何とか<sup>そう</sup>そういう<sup>もの</sup>もので<sup>つ</sup>つないで<sup>い</sup>いこうという<sup>ので</sup>ので<sup>ご</sup>御<sup>けん</sup>検討<sup>願</sup>えればと思<sup>います</sup>。6行ぐ<sup>らい</sup>らい丸が<sup>こ</sup>こない

ので、<sup>ちょっと</sup>ちょっと<sup>わり</sup>わかりづ<sup>らい</sup>らいと<sup>ころ</sup>ころがある<sup>ので</sup>ので、<sup>すみ</sup>すみ<sup>ません</sup>ません。内容的な<sup>ところ</sup>ところで<sup>ご</sup>御<sup>けん</sup>意見を<sup>い</sup>いただけれ

ばと思<sup>うん</sup>ですが、<sup>いかに</sup>いかがでしょうか。

【<sup>いのうえいん</sup>井上委員】 これは<sup>ぶんしょう</sup>文章を<sup>どこ</sup>どこに……。

【<sup>じむきょく</sup>事務局】 <sup>しりょう</sup>資料3、<sup>め</sup>2ページ目の<sup>した</sup>下から<sup>ぎょうめ</sup>3行目の<sup>こうりゆう</sup>「交流の<sup>きかい</sup>機会を<sup>とお</sup>通して」の後、<sup>あと</sup>「<sup>あ</sup>ここの<sup>り</sup>の<sup>り</sup>バリア

<sup>フリー</sup>フリー」の手<sup>まえ</sup>前にこの<sup>ぶんしょう</sup>文章を<sup>そう</sup>挿入しては<sup>どう</sup>どうかという<sup>ところ</sup>ところになります。<sup>しりょう</sup>資料3、<sup>め</sup>2ページ目の<sup>した</sup>下

から<sup>ぎょうめ</sup>3行目「<sup>あ</sup>ここの<sup>り</sup>の<sup>り</sup>バリア<sup>フリー</sup>フリー」の手<sup>まえ</sup>前です。

【事務局】 前回の議論の中で、要は心のバリアフリーの定義的なものが人によって分かりづらいのではないかと。いきなり表題のところに出てくると、それが分かりづらいというようにお話だったかと思いますが。いわゆる心のバリアフリーに対する説明、修飾することによって説明をさせていただいているんですが、確かにおっしゃられるとおり、挿入すると非常に長くなってしまいますので、例えば心のバリアフリーを進めていく中で、この説明文については、注というような形で下段のほうに入れさせていただくとか、そういった形での工夫もできるかと思いますが。

【綿会長】 皆さん、文案についての御意見はありますか。

【本多委員】 表題のところの心のバリアフリーを削除するということがだったので、ここに心のバリアフリーが唐突に出てきている感じはやっぱり感じるなと思うので、先ほど事務局のおっしゃったように、その説明は必要だなと思いますし、この文案は文案でいいかなと思っています。井上さんがこの文案、分かりにくいですかね。もしこの文案が井上さんにとってとても分かりにくいところがあるというのであれば、そこを少しやさしくできたらいいなと思いますけれども、この文章自体はちょっと難しいけれども、大丈夫？

【井上委員】 分かりません。

【本多委員】 社会的障壁とか、相互作用とか、一個一個の言葉がやっぱりどうしても難しいなと思うので、それがもうちょっと分かるようになればいいかなと思いますが、事務局がおっしゃったように、心のバリアフリーとはこういうものかというの、下に米印で説明書きとしてあるという形でも、私はよろしいかなと思います。その説明があればいいかと思いますが。

【事務局】 私なりに、もともとの文章の中に、実は心のバリアフリーをある程度説明したようなものは入れてはありますが、心のバリアフリーの根拠というか、どこからの考え方なのかという御意見があったものですから、調べたところ、実はあまりないんです。ヒットするのは大抵ここに当たるんですね。もっと抽象的な柔らかい表現のものがあったとしても、それを根拠として出していくには出しづらいものがあったものですから、今回、そういう形で国がユニバーサルデザイン計画のところを取り上げているものを出しているんですが、あえてこれを出す必要があるのかということと、先ほど井上さんが分かりにくいということもあったように、文章の中にもうちょっとこういった要素を散りばめるような形で入れるということもできなくはないかなと。

ただ、この言葉をそのまま柔らかい表現に変えるということもなかなかの難しさはあるんですが、ニュアンスとしてこういうようなことを。私が前回説明したときに、その説明なら分かるけれども委員さんに言っていただいたんですけれども、三井委員だったと思うんですが、その議事録を見ても、私の説明も大した説明でもなかったもので、では、どうすればということになって、どこから持ってきたんだと言われてしまうと、どうしてもそういったものしかかちとしたものはないので、結局、難しくなってしまうということがあるのです。

ただ、ニュアンス的には、もうちょっと文章の中に柔らかい表現で、同じ地域に住んでいる人として交流をしながら、お互いの困難さとか、そういったものを理解して、ないのは、多分、行動に移していくということもなかったかなと思うんですが、実際にそれをもとにしていくというところが心のバリアフリーなので、そういう平易な表現で文章の中に入れるということでよければ、ま

たそれは別かなと思っおもているんですけれども、すみません、長ながくなりました。

【大枝委員】 心こころのバリアフリーについて発言はつげんしたいんですけれども、心こころのバリアフリーという言葉ことば

を必かならず入れなくてははいけないのかなと思っおもています。心こころのバリアフリーという言葉ことばを入れなくても、

いいいたいことというか、表現ひょうげんできていると思っおもうんです。というのは、新あらたに事務局じむきょくで考かんがえてくださ

った文案ぶんあんが、最さい後のほうで「社会全体しゃかいぜんたいの人々ひとの心こころの在り方あをかえていく『心こころのバリアフリー』を進すす

めていきます」で終おわっているんですけれども、この最さい後の「『心こころのバリアフリー』を進すすめていきま

す」というのがなくても、例たとえばですけれども、「具ぐ体的な行動くたいてきこうどうを変かえていくことで、社会全体しゃかいぜんたいの人々ひと

の心こころの在り方あをかえていく必要ひつようがあります」とか、もしくは「具ぐ体的な行動くたいてきこうどうを変かえていく必要ひつようがあり

ます」で終おわってしまっても、いいたいことは十分じゅうぶん言いえているように思っおもうんです。

心こころのバリアフリーという言葉ことばをどうしても含ふくめなくてははいけないなら、この文案ぶんあんでいいと思っおもうん

ですけれども、内容ないようとしては、わざわざ心こころのバリアフリーを説明せつめいしなくても、しょうがいというのは

個人こじんの心身機能しんしんきのうのしょうがいだけではなくて、社会しゃかい的障壁てきしょうへきがあることによって非常ひじょうに暮くらしにくいと

いうか、生いきづらさというか、いろいもんだいろと問題もんだいがあるのではということがきちんせつめいと説明せつめいされているので、

心こころのバリアフリーというのを入れなくてもよいのであれば、もうちょみじかっと短てまえく、この手前ぶんしょうで文章ぶんしょうを

終おわりにしてしまってもいいかと思っおもうんですが、いいかがでしようかというのを皆みなさんと事務局じむきょくの皆みなさま

にお聞ききたいです。

【綿会長】 事務局じむきょく、いいかがでしようか。では、せうがじんいっかくですから、まごいけんず宇賀神委員うがじんいも御意見ごいけんをいた

だいてから。

【宇賀神委員】 今のお話を伺う前にちょっと言いたかったことなので、心のバリアフリーというのを入れるか入れないかというのは別の話になってしまおうんですが、この文案を読んだときに、私自身も、何度読んでもよく分からないなという感じだったんです。やっぱり切れるところがないというので、何度も読み返してみたんですけど、例えば、「『障害』は個人の心身機能のしょうがいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるということ」をすべての人が理解し、それぞれが具体的な行動を変えていくことで」というような感じで、「障害の社会モデル」という言葉も私には分かりにくかったですし、「自らの意識に反映させて」というのもちょっと難しいかなと思ったので、その辺を抜くことによって分かりやすいかなと私は思いました。

【綿会長】 今、宇賀神委員と大枝委員の御意見で、まず、ちょっと長い部分の真ん中辺りの「『障害の社会モデル』をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させて」ぐらいは、要らないかもしれないという御意見と、先ほど大枝委員が言われた「具体的な行動を変えていくことで、社会全体のひとびと、心の在り方をかえていくことが大切だ」みたいなことをちゃんと訴えれば、心のバリアフリーという言葉自体が要らないのかもしれないという御意見がありました。そのあたりで、事務局から何か御意見はありますでしょうか。

さらにもう1個、これは僕らはいつも言うんですけども、先ほどもあったんですが、方向性のところをずっと読んでいって、この文章が来ますので、その整合性も併せて検討いただければと思います。

【事務局】 まず、心のバリアフリーの文言そのものを入れるか否かというところなんですけれども、こちらは一応、中間評価の中で心のバリアフリーというような御指摘がありまして、それを踏まえて入れさせていただいている部分もございます。

ですので、確かに内容的に、大枝委員がおっしゃられるように、この文言がなくても、もちろん内容としては伝わるかと思いますが、その文言の持つメッセージ性といったところも含めて、入れるか、入れないかにつきましては御審議をいただければありがたいと思います。

【綿会長】 では、委員、ウェブのほうから御発言をお願いします。

【委員】 文案は割とよくできていると思うんですけども、長いということと、しょうがいとは個人個人の心身機能のしょうがいと、社会的なものといったものが課題だとか問題だという位置づけだと、思っています。だから、しょうがいというのを心身機能のしょうがいと、これこれによって作り出されているという文案がちょっとしっくりこなかったもので、それ以外は、長いということを除いて、伝えたい気持ちは非常によく分かりましたし、割合いい説明ではないかと思うんですが、シンプルにしたほうが良いと思います。意見まで。

【綿会長】 それでは、今いただいた御意見を踏まえまして、心のバリアフリーのところをもう一度、整理いただくという形でよろしいですか。

恐らく心のバリアフリーというのは、制度上でいくと、まさにどこに一番最初に入っているかという、バリアフリー法です。バリアフリー法の中で、ハード面を直しましょうというところに今度加わったわけですね。心のバリアフリーという単語が完全に法律上、中に入っているのは、まさ

にバリアフリー法の中に入っているので、そういう意味では、心のバリアフリーというのは一般的な

言葉としてあるので、そのあたりも踏まえていけば、少し簡単な言葉のほうがいいかなという気はし

ます。確かに社会モデル自身が難しい言葉だと思うのです。これは多分、医学モデルの相反する言葉

ですので、ここはちょっと分かりづらい気がしますので、そのあたりは簡単な表現で、今までの

意見を踏まえて事務局で整理していただくという形でいかがでしょうか。注釈にするか、しないか

ですね。

【事務局】 そうでしたら、私どものほうで文案を考えさせていただきまして、場合によっては、

注釈バージョンと本文バージョンの2パターンぐらいに考えながらやらせていただきたいと思います

ます。井上委員にも聞きながらやらせていただければと思います。

【綿会長】 それでは、事務局のほうで少し整理していただくという形でよろしくお願ひしたいと

おもいます。

それでは、1時間ほどたちましたので、ここで1回休憩を取らせていただければと思います。では、

10分から休憩で、20分から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

（休憩）

【綿会長】 それでは、再開したいと思いますので、井上さん、よろしくお願ひしたいと思います。

【井上委員】 今までの話の中で、資料を確認するのについていけなくて、内容が本当についていけ

なかったです。皆さんは聞いて、資料を見て、言われたところをすぐに探せるのかもしれませんが、

実は私の場合は手話通訳者を見て、その後、資料を探そうにも、どんどんかけ離れていくんですね。

資料が幾つもありますので、例えば資料3とか4とかあるのであれば、資料4のほうに、資料3の何

ページとか、その文章の途中に入れるところを、この後に入りますみたいなものを、資料3の何行目

とかというふうには載っていないと、言葉だけをどんどん読まれていっても、どこもつづいて、どこに文案

が入るとかというのが全然ついていけないんですね。資料のほうにもそういう工夫を入れてほしいな

と。ですから、本当に通訳者の話を聞くだけになってしまうということで、内容についていけないし、

資料も確認できません。よろしくお願いします。

【綿会長】 御意見ありがとうございます。分かりました。僕も前回休んでいて、ごめんなさい。実

は僕も今、行ったり来たりで必死なんですよ。ほかの委員の皆さんがついていけているかどうか分か

らない、実は僕も今日ついていけてなくて、追いつける状態になってしまっていて、このあたりは資料の

作り方を御検討願えればと思うんですけども。

【高橋委員】 それプラス、手話通訳を見るという時間がありますので、さらに時間がかかってしま

います。

【綿会長】 では、進行もちょっとゆっくりやりたいと思っています。

では、事務局、資料についてお願いします。

【事務局】 資料が見にくくて、大変申し訳ございません。

今回、このような形の資料になった経緯といたしまして、事前に募集をさせていただいた意見と、

前回、議論をした意見について、そこは明白に分けさせていただいております。

理由といたしまして、前回のところで審議をした項目は、今回、網かけになって変更させていただ

いているかと思ひますが、そこは審議会の場でもう既に議論がされたものだからということになって  
おります。ここはあくまでも厳密に言うところなんですけれども、事前に意見を募集するこ  
とそのものは、もちろん問題はないんですが、審議会の議論を経ずに、委員の方が言った意見をベー  
スに事務局のほうで本来の資料に既に変えてしまう。例えば今回で言えば、資料3のほうに、コメン  
トみたいな、追加みたいなものをここに入れてはいかがでしょうかみたいな形で入れることも実は  
考えたんですけども、そこは協議会で審議しない前に、事務局のほうで勝手に入れてしまうことそ  
のものが若干はばかれたところがありましたので、入れなかったんですが、今、委員の御意見もござ  
いましたので、次回、要は資料3のほうに、ここに入りますみたいなコメントとか、その表示があれ  
ば分かりやすいというような御趣旨でよろしいでしょうか。

【高橋委員】 そうです。要するに相互性が取れば、見るときに、片方だけではなくて、今のとこ  
ろは資料4では資料3のどこみたいに、その入る部分に入っていれば、上から何行目とかと言われ  
て数えたり、計算したり、探したりということよりは分かりやすいかと思ひます。

【事務局】 かしこまりました。では、審議会のルールとは若干異なるんですけども、やはり  
進行上、当事者委員の方々が一番分かりやすくしなければいけないというのは、しょうがいしゃ施策  
推進協議会の大前提でございますので、このような意見があったということで、次回の資料について  
は、そのような形で工夫させていただきたいと思ひます。

【高橋委員】 今後の希望として、実はスクリーンに資料を映し出してほしいんです。そうすると、  
一々、目を落とさなくていいですし、皆さんも見、資料を探さなくていいので、スクリーンに資料

を映し出して、話しているところを色とか指とかで分かるように指し示していただいたら見て分かりますし、私の場合で言えば、スクリーンに映し出してもらおうと、資料と通訳を同時に見ることができるとですね。下に目を落としてしまいますともう見えませんので、両方見れる形で、スクリーンのようなものに出していただけないでしょうか。

【事務局】 実はさっき高橋委員がおっしゃられた方法というのが、手話言語条例をつくる際に、調査研究会を当事者の方々と我々と、あと社協さんの方と一緒にやらせていただいた際に、実際、資料を表示させていただきながら、例えば、今回、入れる項目とかをそこにぱっと入れて、このような感じでいかがでしょうかという形でやらせていただきまして、非常に好評だったので、次回以降に、ここは比較的広いので入れられるんですけども、会場のもも含めまして、こちらで検討させていただきます。ただ、可能な限り、実現させていただきたいと思います。

【綿会長】 こちらの資料は、井上委員が進行状況を見る中で見ている。なので、多分、高橋委員がおっしゃられたのは、まさにこれがぼんと入っていて、ここを見ているところを見られるようにしてほしいと。

【井上委員】 スクリーンが2つという考え。

【綿会長】 2つ、資料バージョンと、時間の進行状況というような形かなと思いました。片方をなくしてしまうといけないかと思ったので、2つあるということですね。

ありがとうございます。では、次回からまた運営の仕方を、委員の皆さんがちゃんとうまくできるようにしていきたいと思います。

それでは、議論ぎろんに入はいらせていただきます。今こんど度は、基本きほん施策しさく1の①です。事務局じむきょく、お願ねがいします。

【事務局】 1の①の部分ぶぶんの表題ひょうだいのところところで、不平等ふびょうどうと心こころのバリアフリーについてはカットすると

いうことになっていたかと思おもいますけれども、意見いけん3のところところで、解消かいしょうという表現ひょうげんも、なくすとい

う表現ひょうげんに変かえたらどうかと。具体的くたいてきには「差別さべつ、偏見へんけんをなくす」という表題ひょうだいにしてはどうかという

意見いけんがありましたので、そこは審議しんぎしていただければと思おもいます。

【綿会長】 意見いけん3のところところが今いま、事務局じむきょくから提案ていあんされたところところですけれども、解消かいしょうという文字もじを

なくすという御意見ごいけんでいいですか。

【事務局】 なくすにか変かえる。

【綿会長】 差別さべつ、偏見へんけん、不平等ふびょうどうをなくすというふうかに変かえる。

【事務局】 差別さべつ、偏見へんけんをなくす、非常ひじょうにシンプルかたちな形かたちにしてはどうかというようごいけんな御意見ごいけんだったか

と。

【綿会長】 不平等ふびょうどうの解消かいしょうとこころか、心こころのバリアフリーを取とって、差別さべつ、偏見へんけんをなくすという表現ひょうげんで

事務局じむきょくからの提案ていあんがで出ておりますけれども、いかがでしょうかしょうか。

【三井委員】 このなくすという表現ひょうげんのほうわが分わかりやすくおもて、いいと思おもいますということですです。

【綿会長】 そのほか、いかがでしょうかしょうか。

【高橋委員】 いいと思おもいます。

【綿会長】 ありがとうございします。

では、今こんかい、特とくにそのほかの御意見ごいけんがありませんので、1の①のところところは、差別さべつ、偏見へんけんをなくすと

いぶんめん へんこう おも  
いう文面に変更したいと思ひます。

つぼたにいいん ひょうだい ぶんしょうすべ かいしょう ぜんぶ さべつ かいしょう  
【坪谷委員】 表題だけではなくて、この文章全てにおける解消というものを全部、差別の解消  
ではなくて、差別をなくすというふうに変えていくということていいですか。

じむきょく いま かんが ひょうだい さべつ へんけん  
【事務局】 今こちらで考えさせていただいているのは、表題だけです。①の差別、偏見をなくす  
と、そこだけでござひます。

つぼたにいいん め いちばんした ひと さべつ かいしょう  
【坪谷委員】 2ページ目の一番下のところに、しょうかいのある人の差別を解消するというのがあ  
るんですけども、これは別に特に変えることはないということですね。というのは、しょうかいの  
ある人への差別ではないんですか。しょうかいのある人の差別ではないですね。しょうかいのある  
ひと さべつ かいしょう ひと さべつ  
人への差別を解消するんですね。そこは別に変えることはないということですね。この表題を変  
えると。

じむきょく ごいけん なか ごいけん ぜんがい  
【事務局】 御意見の中では、そこについては御意見がなかったんですけども、前回ありましたよ  
うに、文言の統一というところを踏まえて、解消をなくすという形にすることももちろん可能で  
るので、もしこちらの協議会で統一したほうが分かりやすいよねということてあれば、そのようて変更  
させていただきたいと思ひますが、いかがてしょうか。

みついいん ぶんぶん かん さべつ へんけん い ひつよう おも  
【三井委員】 この部分に関して、差別、偏見をなくすというふうて言うのはとても必要だと思  
ひますが、このほかのことに関して全部というのも、今後、検討してひけるんですね。だから、全部  
いっかつ か むり おも はなし ば ば かんが  
一括て「なくす」に変えるというのは無理があるのかなと思ひますという話で、その場その場で考  
えていきたいですということてです。

【事務局】 そうしましたら、まず今の御意見を踏まえて「なくす」のほうに変えてみて、ただ、変えていく中で解消のほうが適切だろうというところも当然あると思うんです。なので、変えてみて、次の文案の中でお示しさせていただくというような形でいかがでしょうか。

【坪谷委員】 基本的に私もそれでいいかと思うんですけれども、文面で事あるごとに、障害者差別解消法、要するに法律になっている文言もあるので、わざわざ解消という言葉がなくすということに変えるほうが、何か意味があるんですかというふうに言われると思うんです。別に「なくす」でも「解消」でも、僕はあまり違和感がないので、どちらでもいいと思うんですけれども。

【綿会長】 それでは、文章を一個一個見ながら、「なくす」のほうがいいのか、「解消」のほうがいいのかというところを決定いただいて、もう1回整理していただくという形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、表題は変えるということ、文面のところはもう1回整理をするということで確認したいと思います。

それでは、2番目のところに行ってもよろしいですか。では、よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、資料3の5ページ目、1の②権利擁護の推進と虐待の防止になります。前回同様、全部読み上げることはいたしませんので、どのような内容を主に変えたかについて述べさせていただきます。

最初の課題の部分では、しょうがいのある人の権利擁護を進めるために、必要な福祉サービスを適切に利用することができるように、現在、社会福祉協議会が運営している権利擁護センターですとか地域

ふくしけんりようごじぎょう せいねんこうけんせいど りよう ちゅうかんひょうか  
福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用につながっているところなんですけれども、中間評価のところ

せいど しゅうち じゅうぶん してき かだい あ  
で制度の周知が十分でないということを指摘されておりますので、それを課題で1つ挙げています。

いっほう ひょうだい いっほう ぎゃくたい ぶぶん ぎゃくたい ほうし ひころ ぎゃくたい たい ただ  
一方、表題のもう一方の虐待の部分です。虐待を防止するためには、日頃より虐待に対する正

ちしき ぎゃくたい みぜん ぶせ くふうとう せっきょくてき しゅうち けいはつ ひつよう  
しい知識や虐待を未然に防ぐための工夫等について、積極的に周知・啓発が必要であるけれども、

ぶぶん ちゅうかんひょうか じゅうぶん い こしてき  
その部分についても中間評価のところでも十分とは言えないという御指摘がされているので、この

かだい あ  
2つを課題として挙げていているということになります。

ほうこうせい いし けつてい しえん ひつよう ひと だい  
方向性としましては、そういった意思を決定することに支援が必要なしょうがいのある人に対して

かか ていきょう じぎょうしゃ たい けんしゅうとう つう いし けつてい しえん  
は、いざから関わっているサービスを提供する事業者に対しての研修等を通じて、意思決定支援

しつ こうじょう ぶきゅうけいはつ くわ ひつよう おう  
の質の向上やガイドラインの普及啓発をしなければいけないということと、加えて、必要にに応じて

せいねんこうけんせいど てきせつ りよう そくしん む とりくみ すす じょうれい ぎゃくたい  
成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めますと。あと、「あたりまえ条例」と、虐待

ほうし けんりようご かん しゅうち ふくしぶんや りょういき かぎ おお しみん ためん  
防止や権利擁護に関する周知については、福祉分野の領域に限らず、多くの市民たちの目に触れるよ

ばしょ どう はいふ しゅうち と く ひつよう  
うな場所にリーフレット等を配布して周知に取り組む必要があるということで、ホームページもそう

とう かつよう しゅうち けんとう ほうこうせい だ  
ですけれども、SNS等も活用した周知も検討しますという方向性を出しております。

しひょう せいねんこうけんせいどりよう そうだん げんざい おこな れいわ  
指標につきましては、成年後見制度利用のための相談、現在も行われてはいるんですけれども、令和

ねんど かす けんあ しょうらいてき しゅうち すす そうだんけんすうじたい  
4年度の数として162件挙げておりまして、将来的に周知などが進むことによって相談件数自体

ねん れいかす ねんど けんそうとう そうだんけんすう ちくひょう よう しゅうち すす  
が、2028年、令和10年度には200件相当の相談件数になることを目標に、要するに周知が進むこ

そうだん かた ぶん すうじ あ  
とによってそういう相談につながる方が増えていくということの数字として挙げております。

ぎゃくたい たい せっきょくてき しゅうち けいはつ すす じつ こ ぎゃくたい  
それと、虐待に対してもやはり積極的に周知、啓発を進めることによって、実は子どもの虐待の

分野ぶんやなんかもそうなんですけれども、市民しみんとか関係機関かんけいきかんむ向けに周知しゅうち、啓発けいはつを進めると、通告つうこくをしやす

くなるというか、今まで割いまわりと我慢がまんしていたり、伏せふられていたものがきちんと表おもてに出てくることにな

るので、一時的いちじてきには数かずがぐっと増ふえてくることがあります。ただ、それは決して悪いことではなくて、

重大じゅうだいな虐待ぎゃくたいにつながる前まえに、まだ軽かるいうちに把握はあくできるというところで、そういった点てんでは、件数けんすう

が増ふえることイコール悪いことというよりは、今までちゃんいまと表おもてに出ていでなかった分ぶんがきちんと出

てくるという点てんで、数字すうじてき的には虐待ぎゃくたい対応たいおう件数けんすうというものは指標しひょうとして取り上げてもいいのではない

かという考かんがえの下もとに考かんがえています。防止ぼうしのためにいろんな周知しゅうちをやったのに虐待ぎゃくたいが増ふえるのはど

うなのという意見いけんがあるかと思おもいましたので、そのような形かたちで御説明ごせつめいさせていただいております。

関連かんれん施策しさくとしては、しょうがいしゃ虐待ぎゃくたい防止ぼうしセンター事業じぎょう、しょうがいしゃ支援しえん課かがやっている

事業じぎょうと、プラス、夜間帯やかんたいについては外部がいぶに委託いたくしてまいりますけれども、その事業じぎょうと、あと、成年後見せいねんこうけん

推進すいしん事業じぎょうは社会福祉協議会しゃかいふくしきょうぎかいさんがやっていくということ、あと、しょうがいのある人ひとの意思決定いしけつてい支援しえん

の部分ぶぶんに関しては、しょうがいしゃ支援しえん課かと、今いま、福祉総務課ふくしそうむかでそこに向けての取組とりぐみがされていると

いうことなので、そこと連携れんけいしながら進すすめていくという関連かんれん施策しさくを挙げあげさせていただいております。

1の②については、以上いじょうになります。

1の②につきましては、皆みなさんから事前じぜんに質問しつもん、意見いけん等はとういただいておりますので、この場ばでも

し何かなにあればというところでございます。

事務局じむきょくからは以上いじょうになります。

【綿会長わたかいちょう】 ありがとうございます。では、坪谷委員つぼたにいいん、ねが  
【綿会長わたかいちょう】 ありがとうございます。では、坪谷委員つぼたにいいん、ねが

【坪谷委員】 確かに質問をしなかったんですけども、まず1つ聞きたいんですが、成年後見制度

と虐待というのは、虐待防止と何か関係するのでしょうか。

【事務局】 成年後見制度、どちらも表題の前半の権利擁護の推進のところにかかってくる文言です。

ここは大きく権利擁護の推進と虐待の防止というところがあって、ただ、この2つに関しては連携し

ている部分がありますので、特段、並列的に並べていることについては違和感がないかと認識しております。

【坪谷委員】 そういうことですね。つい最近ですけども、すごくショッキングな事件が隣の府中市

でありましたよね。10年にわたって虐待を通告していたのに、府中市が7年間ぐらい無視していた

と。ああいうのはこれで防げるというか、減らせるというか、もしくは事前に抑えられるとか、施策、

指標として何かできることはないのでしょうか。

【事務局】 文面に書いてありますけれども、事業者向けの研修なんかを繰り返してやっています

と、実は現在でもあるんですけども、働いている方から、自分が働いている施設の中でこういう

ことが行われているんだということが入ってくる。もちろん施設の中で虐待の研修はやっているん

です。マニュアルもあるんですけども、それでもやっぱり事業所によっては、そういったものが組織

として徹底されていない事業所なんかもあるって、そういった事業所で勤められている方が個人的に、

実は自分が勤めているところでこういうことが起きているんだということの相談がやっぱり入って

るので、そういったことがより増えてくれば、隠蔽されないで済むかなというところがあります。

【事務局】 補足させていただきます。坪谷委員からのそもそも通報されたんだけど、そのまま

ほうち 放置されたというところにつきましては、わたし くにたちし 私ども国立市では、つうこく さい 通告があった際には、たと たんとうしゃ 例えば担当者が

ひとり かか 一人で抱えるのではなくて、かぜんたい いま われわれ こ わかひ 課全体で、今、我々は子・若費でやらせていただいているんですけど

も、なに しごと 何か仕事をしていても、そくあつ きょうゆう 早速即集まって共有をする。それで きんきゅうせい はんたん 緊急性について判断して、どうい

うふう うご 動いていくかというのをまず い し けつ いてい 意思決定をさせていただきます。

ですので、ひとり たんとうしゃ かか 一人の担当者が抱えて、そのままだこかに 行ってしまふ、もしくは、仮に ですけども、

あつてはならないこと ですけども、めんどう さいとか、ほかで いそが 忙しいのでも み 消したり みたいなこと

は、きほんてき 基本的には なかなか 起こりづらいのか と思っております。

【綿会長】 わたがいちょう いま つばにいいん い 今、坪谷委員が言われたことは じつ たいせつ おも 実はずごく 大切かと思っております、この けいかく なか 計画の中に

ぎゃくたいたいおうけんすう 虐待対応件数という ことば たぶん だめ おも 言葉は 多分 駄目 だろうな と思っております、ぎゃくたいたいおうけんすう 虐待対応件数ということは ぎゃくたい ふ 虐待が増え

ているということになりますから、これは しょう じっさい こうえきつうほうたいおう 要は、実際は 公益通報対応は ちゃんと やった ほうが いいよ

という 意図 ですよ。だから、たと ぎゃくたい かん そうだんけんすう ふ わ 虐待に関する 相談件数が増えるなら 分かるんです。虐待対応

けんすう 件数になると ぎゃくたい 虐待があったという 認定 になるので、そうすると、くにたちし ぎゃくたい ふ 国立市は 虐待を増やすんだねとい

うことになるんですね。なので、ここは たいおう そうだんけんすう ふ わ 対応とか 相談件数を増やすというのなら 分かるんです。意図

としては すごく 分かるので、この ことば き 言葉は 気をつけないと、ぎゃくたいたいおうけんすう ふ 虐待対応件数が増えていると、くにたちし 国

虐待を増やすんだということになるので、ことば あぶ おも 言葉が ちょっと 危ないかな と思っております。

【事務局】 じむきょく ごしてき 御指摘ありがとうございます。まさに かいちょう 会長がおっしゃられるとおりで、こちらは とうほう 通報し

ていただいて、しょうじき ぎゃくたい わ 正直、虐待が どうか 分からないこと に関しても 取りあえず 通報して いただいて、

それが どのようなもの なのかを かくにん 確認 させていただく というのが この 趣旨 でございますので、もんごん 文言につ

いては変更させていただいて、また提案させていただきたいと思います。

【宇賀神委員】 質問のような形になると思うんですが、ここの指標のところの成年後見制度利用の

ための相談件数というのが2022年度で162件というのも、私としては多いなと思ったんですが、

つい2週間ぐらい前に、社協さんと福祉総務課の方とちょっとお話をする機会がありまして、今後、

国の制度なんかも大分変わってきて、成年後見制度がすごく使いやすくなるという話を伺ったところ

なので、多分、これからもっともっと相談件数が増えるんだろうなと思ったんです。

そのときに、6年後を考えて、162件から200件、38件しか増えないのかなというのは、私と

しては今疑問に思ったところなんです、この数字というのはどういう……。

【事務局】 実は162件という数字は、令和4年度の数字ではあるんですけども、まず、受ける側

のキャパとっていいのかわからないですけども、だからといって、これが2倍、3倍まで、

対応できるだけの受入れはとて難しいのではないかとこのころがあって、それと、実際、相談は

しますけれども全てがつながるわけではないんです。なので、一旦つながらなかった方が再度という

流れもありますので、全ての方が新しく新しく相談にという形、この相談もなかなかスムーズに行

かない場合のほうがむしろ多いという話なので、そんなにぐぐぐっと感じにはなりにくいので

はないかということです。

【事務局】 しょうがいしゃ計画そのものの数値目標は、現状では162件から200件というのは確

かにあるかだと思います。ただし、成年後見制度の適切な利用に向けて相談を受けていくということ

市の施策として増やしていくということは、当然ここの計画の中に盛り込むべきことですので、例え

ば、こちらの協議会の中で仮に300件とかをきょうぎかい なか かり けん めざ目指すということになれば、その300件をけん めざ目指すための  
お金的なものもある程度考かねてき ていどかんが し はなしえながら市はやっていくという話になりますので、そこも含めて、件数  
そのものを増やして、このぐらふいにしてほしいというようかたち きょうぎかいな形で協議会さんのほうで設定していた  
だちんたい おもいても問題ないかと思おもいます。

【宇賀神委員】 若い方ももちろんいるんですけども、これからだこうれいかんだんだん高齡化してくるのに伴っ  
て、こうけんすういう件数はきふっともおもっと増えるんだらたんじゅん うかがうと思うたものおもですから、単たんじゅん うかが純に伺おもってみました。  
あおもりがとうござおもいました。

【井上委員】 いのうえいじん今、①いま さべつ へんけん ぶびょうどう かいしょう差別、偏見、不平等の解い いけん消のほうで言おもいたい意見があおもったんですけども。

【綿会長】 わたかいちょうでは、それは後あとでもいいですか。今、②いま ぎろんのほうから議おも論しているおもので、②のおもところをお  
願ねがいします。あとで①のほうを言おもっておももらえればおもいいと思おもいます。

【井上委員】 いのうえいじん ないです。

【寺島委員】 てらしまいじん 東京都はそうとうきょうとなっているのちいきふくしけんりようごじぎょう せいねんかもしれないおもですけども、「ちいきふくしけんりようごじぎょう せいねん地域福祉権利擁護事業や成年  
後見制度こうけんせいど りようの利用につおもながけていおもますが」とあるおもんですけども、今いま だいたい せいねんこうけんせいど たいひは大体、成年後見制度と対おも比させる  
のでおもあれば、日にちじょうせいかつしりつしえんじぎょう よ常生活自立支援事業と呼おもんでいるおもんですけども、これは福祉権利擁護事業というおもふ  
うおもに呼おもばれているおもんですおもか。普通ふつう かはもう変おもえてしまおもっているおもはずなんおもですけども。

【丸山委員】 まるやまいじん 国立市社協は、今いまのところ、当とうしょ じぎょうめい初の事業名おものままおもで、事業名おもを変おもえずおもに対応おもしている  
というおも状態おもです。恐おもらく今おもの時点おもでは、名おも前おもを変おもえおもると混おも乱おもするおもとかおもというおもことがあるおもんだらおもうなど  
思おもうおもんですけども、今おも後の課題おもになるおもかと思おもいます。

【事務局】 ちいきふくしけんりようこじぎょう かっこ げんざい せいどめい かたち し かた み  
地域福祉権利擁護事業、括弧で現在の制度名みたいな形で、ほかの市の方が見て、この

ことを言っているんだというところを分かるようにしてもいいかと思しますので、そこは追記をさせ  
ていただくような形で対応させていただければと思います。

【綿会長】 わたかいちょう  
ありがとうございます。

②権利擁護の推進と虐待防止のところの御意見は、そのほか何かありますでしょうか。

【井上委員】 いのうえい いん せいねんこうけんせいど ひつよう つか  
成年後見人制度を必要とときだけ使えるようにしてほしいです。

虐待について、どこに相談するのか、分かりやすくしてください。窓口をみんなに教えてください。

【綿会長】 わたかいちょう せいねんこうけんせいど つか かた ぎゃくたい まどぐち たし まどぐち い  
1つは、成年後見制度の使い方と、虐待の窓口ですね。確かに窓口は入れておいたほ

うがいいかと僕も思うんですけれども、事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 じむきょく せいねんこうけんせいど あと いしけっていしえん ぶぶん で  
まず、成年後見制度につきましては、後ほどの意思決定支援の部分でも出てまいります

が、成年後見制度は、先ほど委員の方からでもございましたけれども、制度変更が少しずつなっていく

というところもありますし、何でもかんでも成年後見というような形では、我々は思っておりませ

ん。なので、適切に相談していただいて、必要なところは、国立市では、先ほど言いました地域福祉

権利擁護事業とか、そういった一部契約だけを使うとか、うまく使い分けをしながら使っていただく

のが一番いいのかなと。なので、必要とときだけ使うというところは、まさにおっしゃるとおりでござ  
います。

また、虐待防止の通報窓口でございますが、以前はマグネットみたいなシールがあって、配付して

いたんですが、ここ最近、ネットとかではやらせていただいているんですけれども、そこの周知につ

けんとう おも  
いても検討してまいりたいと思います。

いのうえい いん じむきょく いのうえい いん い ぶぶん じゃっかんちが かいごしゃ ほそく  
【井上委員】 事務局と井上委員さんの言った部分が若干違うので、介護者のほうから補足していい  
ですか。

わたかいちょう  
【綿会長】 では、もう1回、井上委員、お願いします。

いのうえい いん いのうえ い せいねんこうけんせいど ひつよう つか  
【井上委員】 井上さんが言っていた成年後見人制度を必要なときだけ使えるようにしてほしいです  
というのは、さき じむきょく い せいねんこうけんせいど う  
先ほど事務局のほうから言っていたことではなくて、そもそも成年後見人制度を受けて  
しまうと、せいねんこうけんせいど なか うご こま い  
成年後見人制度の中でしか動けなくなってしまいますよね。それは困るというふう  
に言っているんで、せいねんこうけんせいど もんだいせい い じぶん  
成年後見人制度の問題性というのももちろん言っているんですけども、自分がちゃん  
と意見を言いたいときに、せいねんこうけんせいど たよ ぶぶん そうほう  
成年後見人として頼らなければいけないときという部分の双方のことを、  
いま い い えら つか い  
今そもそもできないことを言っているんですね。なので、選んで使うということを行っているわけ  
ではありません。せいねんこうけんせいど じたい もんだいせい い  
成年後見制度自体の問題性を言っています。

わたかいちょう  
【綿会長】 それはちょっと関係ないと思うんですね。たぶん せいねんこうけんせいど まちが  
うところの指摘ですよね。ほんらい も  
本来、もともと持っているって。

いのうえい いん いま せいねんこうけんせいど ごほんにん い し かたち かた せいねんこうけん かたち  
【井上委員】 今の成年後見制度だと、御本人が意思がない形の方なので、成年後見がつくという形  
だと思っただけでも、おも かたち はっ きかい うば  
それがずっと、いろんな形で発する機会があるかもしれないときも奪われて  
しまうという問題性がせいねんこうけんせいど い ひつよう  
成年後見制度にそもそもあるので、それを言っているのと、必要なときだけと  
いうのは、たよ たよ かんが  
頼りたいときに頼ってできるようなものというのも考えていかなければいけないという  
ふうに言っていた。だから、せいねんこうけんせいど なお はなし  
成年後見制度を直してほしいとか、そういう話ではない。

【事務局】 成年後見制度の課題というようなお話 ですね。後ほど出てまいります意思決定支援の

ところでもやはり課題があるということは、我々も認識した上でこちらの計画にも載せさせていただいております。

確かに国立市で成年後見制度そのものを変更することはできませんので、御意見としてそのような

形があるというのは、後ほどの⑤のあたりでその項目は載っていると 考えておりますので、そこは

後ほど⑤のあたりで御議論いただければありがたいと思います。

【綿会長】 ありがとうございます。時間も来ておりますので、では、②についてはそのほかに

御意見いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろと御意見が出されたところで、事務局のほうでやっていただいて、あと、①の

ところで井上委員から1つ御意見があるということだったので、御意見を願います。

【井上委員】 差別、偏見、不平等の解消、心のバリアフリーがあります。方向性で、選挙のお知

らせを分かりやすくしてほしいです。不足があります。

選挙等参政の機会のところがあったと思うので、これは情報保障として、井上さんたちも

成人したら、当然、有権者になるんですけども、やっぱり候補者の人それぞれの情報を比較して、

自分の投票先を考えるとすごく難しいので、立候補したそれぞれの人が情報保障してく

れるように、また、国立市のほうでもできるように、情報提供の充実と書いてあるので、分かりや

くするという部分も入れてほしいですという話です。

【事務局】 例えばですけども、資料3の4ページ目、上から2行目の「情報提供の充実に努め

ます」の前に、分かりやすい情報提供とか、そういった分かりやすいという表現をつけ加えるという  
うことでいかがでしょうか。

【綿会長】 井上委員、よろしいですか。内容と合っていますか。

【井上委員】 分かっていません。考えてください。

【綿会長】 今、御提案がありましたところについては、一応それを入れていただいて、次回、最終

確認を取るという形にしたいと思います。

では、もうお時間が来ていますので、一応ここで議論は終了させていただければと思いますので、

またこの続きは次回という形でお願ひできればと思います。それでは、次第4、事務局より事務連絡等

も含めてよろしくお願ひします。

【事務局】 次回は、令和5年12月19日火曜日になります。

場所は、市役所3階第1、第2会議室にて行わせていただきます。また、机上配付させていただきます

ました資料5、審議スケジュールというものを御覧いただければと思います。

前回、10月5日の審議会にて、今後の審議スケジュールにつきまして皆様の日程を確認させていた

だいた上で、このような形で確定版にさせていただきました。引き続き、こちらの日程に沿いまして

審議を進めさせていただければと思いますので、皆様、御出席のほどいただければと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

【綿会長】 それでは、次回は令和5年12月19日の7時からになりますので、改めて事務局から

開催通知が届くと思いますが、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ちょっと<sup>えんちよう</sup>延長しましたが、これで本日の<sup>ほんじつ</sup>協議会<sup>きようぎかい</sup>は<sup>お</sup>終わりたい<sup>おも</sup>と思います。どうもありが  
とうございました。